

環境 GL レビュー調査資料 中間報告書案に対する NGO 意見・コメントへの回答

2019 年 3 月 4 日

「2019 年 1 月 25 日付 国際環境委 NGO FoE Japan, メコン・ウォッチ

【意見書】環境社会配慮ガイドライン改定に向けたレビュー調査 中間報告書案への意見・コメント」への回答

1. まず、環境社会配慮ガイドライン（以下、ガイドライン）レビュー調査（以下、レビュー調査）の事実関係は、JICA が確認した情報を元に構成されており、異論のあった外部アクターからの意見が十分反映されておりません。私たちは、ガイドライン改定に向けた議論における論点の抽出にあたり、JICA の見解とは異なる意見こそ、論点とすべきか否かの検討材料として、レビュー調査のなかで併記され、今後の建設的な議論に繋げるべきであると考えます。 たとえば、ミャンマーのカテゴリ A 案件「ティラワ特別区(Class A 区域)開発事業（案件 No. 4）」とカテゴリ B 案件「ティラワ地区インフラ開発事業（案件 No. 36）」について、私たちが 2017 年 8 月 28 日付要請書（参考資料含む）で指摘した事実関係や課題・教訓は、現レビュー調査本文（中間報告書案）や主要な論点（案）を記した別添 1（中間報告書案）に反映されていません。今回のガイドライン改定に向けたプロセスのなかで、私たちが個別案件を基にガイドラインに係る問題点を指摘しているのは、今後、他案件で同様の問題が起きぬよう、ガイドライン改定が必要か否か、あるいは、その他の対処方法が必要であるか否かが議論されるべきであると考えているからです。したがって、外部からの意見についても論点にするべきか否かを整理・分析する、具体的には、別添 1（中間報告書案）で示されているような主要な論点（案）が作成されるべきです。 また、現地調査対象案件である「ベトナム南北高速道路建設事業（案件 No.24）」や「ティラワ地区インフラ開発事業（案件 No. 36）」では、現地調査を行った案件でありながら、被影響住民に聞き取りを行った形跡がみられません。私たちは、この点についても、論点の抽出を目的としたレビュー調査として不十分であると考えます。現地調査にあたっては、被影響住民に対する聞き取りを行うのはもちろんのこと、実態把握をするために、相手国政府機関を通さぬ形で住民への聞き取りを行うなど工夫をすべきです。 調査後半では、上記の点に留意し調査を続けていただくよう要請いたします。	ミャンマーのカテゴリ A 案件「ティラワ特別区 (Class A 区域)開発事業（案件 No. 4）」とカテゴリ B 案件「ティラワ地区インフラ開発事業（案件 No. 36）」について、外部アクターからの事実関係に関するご意見や追加のご指摘については、3 頁以降で回答します。 また、ご指摘のあった外部からの意見についても論点にするべきか否かの整理・分析については、11 頁以降で回答します。 現地調査を行った案件における被影響住民に対する聞き取りについては、最終報告書（案）に記載します。 なお、聞き取りについては、プロジェクトの実施主体である相手国等と連携して対応する必要があると考えています。また、相手国の理解を得て、直接住民に意見を聞く等、JICA として必要な情報把握に
--	--

	なお、上記ティラワ 2 案件の、調査アイテムおよびその調査結果を記した資料「JICA 環境社会 配慮ガイドラインのレビュー調査アイテム」および「要請書・国際協力機構（JICA）の環境社会 配慮ガイドライン改定に向けたレビュー調査に関する要請への確認結果／回答」に対する意見・コメントについては、別紙にて提出いたします。	努めています。
--	--	----------------

個別案件シート（JICA 環境社会配慮ガイドラインのレビュー調査結果）
 No.004 ミャンマー：ティラワ特別区（Class A 区域）開発事業について

ミャンマーのカテゴリ A 案件「ティラワ特別区(Class A 区域)開発事業（案件 No. 4）」は、異議申立の本手続きに進んでいるため、机上調査で異議申立て担当審査役の調査報告書、及び環境レビュー・モニタリング資料等をレビュー致しました。

1.	<質問事項> p.1番号（内部）9 ・環境レビュー結果（＝事前評価表）の情報公開状況について、「有」とのみ記載されているが、本案件の区域 A の事前評価表は、環境レビュー結果の情報公開ページで公開されたのが、すでに出資契約締結から3年以上経った 2017年9月であった。こうしたガイドライン運用状況の実態については調べないのか。	2014 年 7 月に事前評価表の公表ページで公開した一方で、環境ガイドライン公開ページでのリンク先の公開が遅れていたことが確認されました。
2.	p.2 番号（内部）10 ・EIA、RWPや環境モニタリングの公開時期について、「公開中」と記されているが、「時期」であるので、いつからか等も記載すべきではないか。	Class A の EIA は 2013 年 9 月、Zone B の EIA は 2016 年 6 月にミャンマーで公開されておりました。
3.	・環境モニタリングの公開場所や言語について、「ウェブサイト」および「英語」との結果が記載されており、明らかに現地住民 のアクセスにとって障害があると思われるが、そうした公開状況になっていることについての理由は調べないのか。	環境モニタリングに係る言語について、EIA がミャンマー省令に基づき英語で作成されていることを参考に英語で作成されていました。また、同公開方法について、ウェブサイトでの公開と併せて、ワンストップサービスセンター（OSSC、ティラワ SEZ 管理委員会参加の）環境セクションが、住民組織との会合、個別工場の EIA/IEE の住民説明会の場を活用して、各種環境管理の取組や課題等を共有・意見交換を行っておりました。
4.	・社会モニタリングの公開について、「合意なし」とされているが、その理由は調べないのか。	審査段階から公開に向けた働きかけを継続的に行っていましたが、ミャンマーの法制度上、社会モニタリング結果の公開の義務はなく、これまでミャンマー側との合意には至ってありませんでした。

5.	番号（内部）21 ・現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認について、2014年6月の異議申立後の状況しか記載がないが、その前の状況についても調査して、記載するべきではないか。	異議申し立て前後で、配慮方法について変更はありませんでしたが、招待状の配布を開催の約1週間前に早めるなど改善に努めています。
6.	p.3 番号（内部）21 ・住民協議について、2013年2月以降の記述しかないが、同年1月末に「立退通知」（14日以内に立ち退かない場合は、30日間の拘禁）が出されている件についても言及すべきではないか。	整理番号 69 番「外部からの指摘」において、2013 年 2 月の住民協議に先立って実施機関より退去勧告がなされた点について、NGO からご指摘を受けましたことを最終報告書にて追記いたします。
7.	p.4 番号（内部）34 ・「ゼロオプションが記載されていない」点、および、その理由が記されているが、経済的観点からの理由のみが強調して書かれている。環境社会的な観点からの検証も必要ではないか。	環境社会配慮考慮した代替案の検討につきましては、整理番号の 51、52 番において記載しております。
8.	p.5 番号（内部）57 ・移転実施委員会や生計回復プログラム実施委員会、TCC会合について言及されているが、その委員会・会合の存在だけでなく、実効性（当初はどれも一部住民にしか周知されていなかった点など）についても検証が必要ではないか。	移転実施委員会（RIC）及び生計回復プログラム実施委員会（IRPIC）について住民移転計画（RWP）に記載のとおりですが、Zone A の移転時に設立された RIC については住民に認識されていなかった点、ご指摘のとおりです。これらの Zone A の教訓を生かし、住民が意思決定過程に参加でき、かつ、マスコミ、NGO 等にもオープンな形で運営されております。
9.	p.6 番号（内部）68 ・EIAに関するステークホルダー協議で、住民に「参加を呼びかけたものの、参加する者がいなかった」との記載があるが、理由の検証も必要ではないか。	Zone A Draft EIA Report 段階（2013 年 8 月実施）当時、EIA という制度がミャンマーで殆ど認知されていなかった事、用地取得・住民移転に関する住民ワークショップも本格化する前であった事に加えて、当日は豪雨であった事から、参加者は住民代表 1 名のみの参加となったことがありました。一方で、Zone B EIA では、環境問題の関心の高まりもあり、移動手段の提供を行ったことから、スコーピング段階では 400 名超、Draft EIA Report 段階では約 180 名の参加を得ておりました。

10.	p.8 番号（内部）75 ・住民移転計画の協議内容や使用言語について、「ビルマ語」との記載があるが、ヒンズー語の必要性について検証すべきではないか	Class A (Zone A) の被影響世帯（PAH）が日常使用している言語は、RWP に記載のとおり、81 世帯中 75 世帯がビルマ語話者、6 世帯がビルマ語およびヒンズー語両言語の話者であることを確認しております。
11.	番号（内部）76 ・対象者との文書合意について「有」と記載されているが、合意文書の作成プロセス、合意取付プロセスやタイミング、合意書の写しの手交の有無やタイミングなど、より詳細についても検証すべきではないか。	合意書（個別の補償・支援金を記載した一覧表）へは全 PAH 署名済でした。
12.	p.9 番号（内部）79 ・生計回復策の内容について、「マイクロファイナンス」等の記載があるが、その開始タイミング等についても記載して、補償や 支援の提供時期として適切であったか、改善点がなかったかを検証すべきではないか。	『異議申し立てに係る調査報告書』によると、生計回復支援の提供のタイミングの遅れを含む「ガイドライン別紙 1 非自発的移転の 2」の不遵守は指摘されておりませんでした。
13.	P.15 ・区域 B の出資決定時に着工がなかったことを理由に、合意取得等の要件が充足されていなくても可とされているようだが、当該出資決定前にあるべき環境レビューや環境社会配慮事項の確認はいつ行なわれるのか。また、海外投融資の出資に係るそうしたプロセスについては、現行ガイドラインで規定されているか。	環境レビューを実施したうえで出資決定がなされており、出資を含む海外投融資に関しましても、現行ガイドラインに準拠し、出資前に環境社会配慮に係る事項の確認を行っておりました。

個別案件シート（JICA 環境社会配慮ガイドラインのレビュー調査結果）

No. 036 ミャンマー：ティラワ地区インフラ開発事業について

14.	p.1 整理番号 9 ・協力準備調査の最終報告書の公開に関して、「有」と記載されているが、	それぞれ以下のタイミングで公開されておりました。 （電力）「ミャンマー国 ティラワ経済特別区関連インフラ整備事業準備調査（ファスト・トラック制度適用案件）」（2014 年 3 月）
-----	---	---

	公開のタイミングについても確認すべきではないか。なお、本件については、メコン・ウォッチから提出した要請書（2013年5月24日付）のなかで、「最終報告書もしくはそれに相当する文書」の公開が「環境レビュー前」のタイミングで行なわれなかったこと、また、本件がたとえカテゴリB 案件であったとしても第三者から環境社会配慮面での懸念が指摘されていることからガイドラインに規定されている「必要に応じ」た公開が必要であることが指摘されていた。	（港湾）「ミャンマー国 ヤンゴン港ティラワ地区港湾拡張事業準備調査」（2014年6月）
15.	・モニタリング結果の公開に関して、「電力」は未合意とあるが、その理由も記載すべきではないか。また、その公開状況は「有」と記載されているが、これは「港湾」についてのみか。	公開「有」としているのは港湾のみです。 「電力」につきましては、審査段階から公開に向けた働きかけを行っておりますが、これまで実施機関との合意には至っておりません。
16.	p.2 整理番号 11 ・環境社会配慮文書およびモニタリング結果の公開について、JICAから働きかけたにもかかわらず、港湾のモニタリング結果を除き、すべて公開の合意を相手国実施機関から得られなかった理由についても記載すべきではないか。	環境社会配慮文書やモニタリング結果の公開については、審査時に公開に向け働きかけを行いました。が、実施機関からの合意が得られませんでした。ミャンマーの法制度上の理由により公開されていないと聞いております。
17.	整理番号 12 ・第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況確認に関しては、実施機関のみでなく、JICA自身への求めの有無と対応状況も確認すべきではないか。	JICA 自身に対する情報提供の求めは確認できませんでした。
18.	整理番号 14 ・カテゴリ分類の根拠と実態の乖離に関して、「無」と記載されているが、後段で「社会事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離」が「有」とされていることから、前者について「無」とする根拠を記載すべきではないか。	「社会事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離」が「有」としたのは、事業実施段階でPAHの数が増加したためです。ただ、その変更はカテゴリ分類に影響を及ぼさない程度であったため、カテゴリ分類の根拠への影響は「無」と判断いたしました。

19.	整理番号 16 ・本件に関する指摘は、メコン・ウォッチが提出した 2013 年5 月24 日付要請書でも詳細に書かれており、仮に JICA による「不可分一体の事業」の定義を用いた場合でも、本件とティラワ SEZ 開発事業が「不可分一体ではない」ということを短絡的には結論付けられない理由が示されている。また、現行 JICA ガイドラインの策定過程における「不可分一体の事業」に関する議論 のなかで、こうした定義設定をすることの難しさ、および、個別案件ごとにケース・バイ・ケースで判断せざるを得ないことが共有されており、その認識が、『環境社会配慮ガイドラインに関する良くある問答集』でも記載されている点が指摘されている。今回の JICA のレビュー調査では、論点とすべきか否かの検討材料として、こうした JICA と異なる意見も併記すべきではないか。	ご指摘の点につきましては、本個別案件表上の整理番号 63「不可分一体事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」の事例整理の欄において、JICA とは異なる意見があったことを最終報告書にて追記いたします。
20.	p.4 整理番号 41 ・「事業実施段階で影響世帯数が増加」したことについて、「ガイドライン自体の問題や運用能力の問題によるものではなく、事業予定地の変更によるもの」とあるが、これは後段にあるとおり、「詳細設計調査の結果」を踏まえての変更ということか。メコン・ウォッチが提出した 2013年5月24日付要請書では、港湾・電力事業に伴う農地収用や家屋立ち退きへの影響について特配慮なされるべき点が指摘されており、JICAが環境レビュー時により多くの影響世帯数を把握 / 予測することができた可能性はなかったか。本件は、相手政府機関による社会モニタリング結果が公開されておらず、詳細が不明のため、今回のJICAレビュー調査における現地調査の結果をより詳細に記載すべきではないか。	詳細設計調査の結果を踏まえての変更になります。F/S 段階におけるアライメントに基づき算出された被影響世帯数が、その後の詳細設計段階にて変更となることはございます。今回のケースでは、鉄塔の位置を見直したため被影響世帯数に変更が生じております。

21.	p.6 整理番号 63 ・本件に関する指摘は、メコン・ウォッチが提出した 2013年5月24日付要請書でも詳細に書かれており、仮に JICA による「不可分一体の事業」の定義を用いた場合でも、本件とティラワ SEZ 開発事業が「不可分一体ではない」ということを短絡的には結論付けられない理由が示されている。 また、現行 JICA ガイドラインの策定過程における「不可分一体の事業」に関する議論 のなかで、こうした定義設定をすることの難しさ、および、個別案件ごとにケース・バイ・ケースで判断せざるを得ないことが共有されており、その認識が、『環境社会配慮ガイドラインに関する良くある問答集』でも記載されている点が指摘されている。今回の JICA のレビュー調査では、論点とすべきか否かの検討材料として、こうした JICA と異なる意見も併記すべきではないか。	ご指摘の点につきましては、本個別案件表上の整理番号 63「不可分一体事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」の事例整理の欄において、JICA とは異なる意見があったことを最終報告書にて追記いたします。
22.	整理番号 68 ・社会的弱者が被影響世帯に含まれていないとされているが、土地権を持たない農民は、社会的弱者ではないのか。	環境社会配慮文書において、被影響住民の年収を調査しましたところ、1,675,123 チャット～4,973,022 チャットであることが確認されました。いずれも U N D P（2011 年）が定義した貧困ライン（376,151 チャット/人/年）を上回っていることを確認しました。
23.	・協議内容について、「非正規農民 3 者と耕作期間について協議した」とあるが、メコン・ウォッチが 2013年5月24日付で提出した要請書では、事業地で農業ができなくなる 3 名は、少なくとも 2013 年5月10日まで、どの政府機関からも「港湾建設による影響」に関する協議を受けたとの認識はなかった。この協議内容はどのように確認したのか。現地調査で住民に対する直接の聞き取りを行なったのか。	実施機関から提出された議事録によると、2013 年 2 月に非正規農民 3 名の代理人（親族や村長）と MPA の間で住民協議が行われておりました。非正規農民 3 名は、転居先や電話番号等の情報が残っておらず、既にサイトから離れてしまっていることから、居場所が確認できないため、直接の聞き取りは行っておりません。
24.	p.8 整理番号 69 ・「外部からの指摘事項は確認されない」とされているが、メコン・ウォッチの 2013 年5月24日付提出の要請書では、住民協議に関する指摘がな	ご指摘のとおり、2013 年 5 月 24 日付けで要請書を受領しております。最終報告書にて当該調査結果の箇所に記載させていただきます。

	されており、それについても確認すべきではないか。	
25.	整理番号 70 ・「社会的弱者が存在しない」とされ、確認がなされていないが、土地権を持たない農民は、社会的弱者ではないのか。	環境社会配慮文書において、被影響住民の年収を調査しましたところ、1,675,123 チャット～4,973,022 チャットであることが確認されました。いずれも U N D P（2011 年）が定義した貧困ライン（376,151 チャット/人/年）を上回っていることを確認しました。
26.	p.9 整理番号 76 ・対象者と「書面で合意済み」とされているが、合意文書の作成プロセス、合意取付プロセスやタイミング、合意書の写しの手交の有無やタイミングなど、より詳細について確認すべきではないか。	それぞれのサブプロジェクトに関する合意文書の作成プロセス、合意取付プロセスやタイミング、合意書の写しの手交の有無については以下の通りです。 【港湾プロジェクト】 ・合意文書の作成プロセス：RAP が 2013 年 2 月に作成されており、対象事業実施箇所（Plot 25, 26）についてはこれに基づいて合意文書が作成されておりました。また施工のための仮設ヤード（Plot 24）については、Plot25, 26 の地権者と同じレートを用い合意文書が作成されておりました。 ・合意取付プロセスとタイミング：合意文書は、Plot 25, 26 は 2015 年 7 月 10 日、Plot 24 については 2015 年 12 月 11 日に合意が取り付けられておりました。また、合意書に署名があることから手交されていると思われます。 【電力プロジェクト Package 3】 ・合意文書の作成プロセス：Abbreviated Land Acquisition Plan (ALAP) が 2015 年 1 月に作成されており、これに基づいて合意文書が作成されておりました。 ・合意取付プロセスとタイミング：合意文書は 2017 年 5 月 16 日に取り付けられておりました。 ・合意書の写しの手交の有無とタイミング：署名や合意取り付け時の写真も実施機関より提供されており、合意書が手交されていると思われます。 【電力プロジェクト Package 4】

		・合意文書の作成プロセス：Abbreviated Temporary Relocation and Crop Compensation Plan (ATRCCP) が 2014 年 8 月に作成されており、これに基づいて合意文書が作成されておりました。 ・合意取付プロセスとタイミング：合意文書は 2015 年 7 月 17 日に取り付けられておりました。 ・合意書の写しの手交の有無とタイミング：合意書に署名があることから手交されていると思われます。
27.	p.10 整理番号 80 ・港湾事業で、PAH の追跡調査を「実施機関に要請中」とあるが、この要請は今回の JICA レビュー調査にあたって、なされた要請か。それとも、以前からなされていた要請か。前者だったとして、同レビュー調査の最終報告書には、追跡調査の結果が記載されるという理解でよいか。	追跡調査は今回のレビュー調査にあたって実施いたしましたが、対象 PAH が既に引っ越し済みであり、また転居先や電話番号も残っていないことから、トレースは極めて困難でした。JICA としては実施機関に対し、引き続き追跡を要請中です。
28.	・ガスパイプラインの項目にある「移動性の高い耕作者」とは、具体的にどのような農民を指しているか。	実施機関からは放牧者との説明を受けています。当該耕作地に住んでおらず、他の土地に住んでおり、自家消費のために政府の土地で非正規に野菜などを耕作している人たちで、現在は同土地で耕作はしておらず、また現在の居住地は不明と聞いています。そのため、生計回復支援策は必要とせず、耕作物の補償費を支払って合意したと聞いています。

	国際環境 NGO FoE Japan、メコン・ウォッチ	
29.	< 補足資料全体に係る質問事項 > ・資料名が「JICA 社会配慮ガイドラインのレビュー調査アイテム」となっているが、調査アイテムをリストしたのではなく、調査アイテムについて調査した結果を記した資料であるため、資料名を変更すべきではないか。	補足資料の標題を「JICA 環境社会配慮ガイドラインのレビュー調査アイテム」を「個別案件シート（JICA 環境社会配慮ガイドラインのレビュー調査結果）」に修正致します。

【ティラワ特別区（Class A 区域）開発事業】

< NGO が要請書で指摘した「運用・遵守状況」に係る「課題・教訓」への、JICA の「確認結果」に対するコメントおよび論点として議論されるべきと考える理由 >

該当するガイドラインの内容	ガイドラインの運用・遵守状況	課題・教訓	NGO 指摘の「運用・遵守状況」に係る JICA の確認結果への事実関係に係るコメント	課題・教訓が論点として議論されるべき理由	JICA回答
1.4 環境社会配慮の基本方針（重要事項4） 現場に即した環境社会配慮の実施と適切な合意の形成のために、ステークホルダーの意味ある参加を確保し、ステークホルダーの意見を意思決定に十分反映する。なお、ステークホルダーからの指摘があった場合は回答する。	（区域 A）影響住民グループが JICA に複数回レターを提出。2014年4月7日にも、4月23～25日の面談を要請。しかし、回答をせぬまま、JICAは4月23日に区域 A への出資を決定した。	・影響住民に対する JICA の対応（レター / 要請書等への文書回答、面談要請への現地事務所での対応 等）	・ 10月29日のレターへの回答が2月3日であったこと、4月7日のレターへの回答がJICA意思決定後の4月28日であったこと、また、JICAガイドライン違反について詳細に記した住民レターへのJICA回答が二、三言の電話であったことが適切な対応であったか検証すべき。 ・ 5月28日のJICAの電話による協議開催の提案は、TSDGが異議申立てを決め、審査役との日程調整を始めた直後であった。 ・ TSDGがJICAにレターを提出し、会合を申し込んでいる背景には、ミ政府当局との協議がうまくいっていなかったことがあり、そのような状況のなか、二者間の協議をいくら促しても、問題解決は進まない。JICAの認識・対応が不十分であった点を検証すべき。	今回のレビュー調査では、4月23日以降の事実関係についてのみ淡々と書かれ、最終的に JICA が対応したとされているが、詳細な経緯が一切排除されている。 ここで NGO が挙げた問題意識は、融資決定前に JICA が確認し、その意思決定に反映すべき環境社会配慮の関連事項について、住民から情報提供・面談要請がなされているにもかかわらず、JICAが適切な対応をせぬまま融資決定をしてしまった点にあり、また、その結果として、解決せぬままだった移転等に係る問題が、融資決定後に深刻化し、異議申立てがなされたという点にある。 したがって、今後同様の問題が起きぬよう、ガイドライン改訂の必要性の是非、および、その他の対処方法が議論されるべきであると考えます。	被影響住民を含むステークホルダーの意味ある参加確保の観点から、2.4現地ステークホルダーとの協議の項において論点「ESS10ステークホルダー参加計画の参照の要否」、社会的合意の項において論点「事業により影響を受けるステークホルダー分析の実施」を含めました。
2.5 社会環境と人権への配慮 表現の自由などの基本的自由や法的救済を受ける権利が制限されている地域における協力事業では、相手国政府の理解を得た上で情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際に特別な配慮	（区域 A）移転した住民の中には、政府当局から「移転・補償合意文書に署名しなければ、家が壊される」と脅された家族もいた。また、「土地の補償を求めるなら、裁判所へ行くように。」との説明が政府当局か	・ JICA による人権状況の事実関係の把握方法と対応 （事業者・政府関係者のみでなく、当該住民との直接協議 / 聞き取り調査	・ 国際NGO(PHR)報告書によれば、同調査対象29世帯中93%が移転を断った場合にどうなるか不安・脅威に感じたことがあったと回答。これは、長期間にわたった軍事政権下での経験等、ビルマの社会文化背景を踏ま	今回のレビュー調査では、政府関係者や JICA 専門家の関係スタッフ等のみに確認を行ない、脅迫等の事実が確認できなかったとしている。 したがって、NGO からは課題・教訓と	本事業については、異議申立の本手続きに進んでいるため、机上調査で異議申立て担当審査役の調査報告書、及び環境レビュー・モニタリング資料等をレビューいたしました。 なお、聞き取りについては、プロジェ

が求められる。	らなされた。JICAは現地の人權状況に特別な配慮をすべきだった。		えた特別な配慮が必要であることを示唆する結果。 ・ 少なくとも、審査役は短期間の現地調査中に「強制された」と主張する者の存在を確認しており、なぜJICA / 専門家がそうした事実をまったく確認・認識できなかったか検証すべきだった。	して、当該住民との直接協議 / 聞取り等が必要であるとの認識を示しており、今後同様の問題が起きぬよう、ガイドライン改訂の必要性の是非、および、その他の対処方法が議論されるべきであるとする。	クトの実施主体である相手国等と連携して対応する必要があると考えています。また、相手国の理解を得て、直接住民に意見を聞く等、JICAとして必要な情報把握に努めています。
別紙 1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮非自発的住民移転（パラ 1） 影響を最小化し、損失を補償するために、対象者との合意の上で実効性ある対策が講じられなければならない。	（区域 A）移転世帯の合意取付が移転計画ドラフト要約版の協議段階で開始された。つまり、合意時に「実効性のある対策」は確定されていなかった。また、移転計画ドラフト全文の公開以前に一部補償の支払いが開始された。対策が固まる前に、補償内容が既成事実化された。 （区域 B）農地収用により生計手段を喪失する複数の農民（区域 2-1）の合意取得が完了していないにもかかわらず、JICA が区域 B への出資を決定。（その後、区域 2-2 東部から工事を開始することになったため、区域2-1 の農民への実害は現在のところ回避。）	・ 移転・補償・生計支援の準備 / 実施スケジュールに応じた開発スケジュールの調整・変更 ・ 移転計画の策定プロセスと合意取付 / 補償・移転措置実施の適切な手順（移転計画ドラフト / 最終版の公開時期・期間の不備による意思決定への適切な参加の欠如）	・ RWP案のパブコメ（2013年11月4～22日）やRWP完成は、多くの移転住民にとって、合意文書への署名開始後、また、補償受け取り開始（10月25日）後であった。 ・ ほとんどの移転住民は、移転前にRWPを読んでいなかった。 ・ 国際NGO（PHR）の報告書によれば、当局が実施した社会経済調査（DMS）の結果が閲覧可能であることを移転住民の多くが知らなかった。 ・ 野菜・家畜の補償価格は、異議申立後に開催された三者協議でも住民側が問題を指摘。野菜の補償価格は算出根拠を知らない住民もいた（2014年7月8日、8月25日）。	今回のレビュー調査では、2013 年 10 月に合意取付のための協議開始の際に RWP が事実上完成しており、それを基本に補償交渉・合意取付を実施して問題がなかったとしている。 しかし、実際に、2014 年 7 月、8 月の協議等で、補償価格の問題点が住民から挙げられるなど、後日に問題が指摘されていることから、「特段問題なかった」と結論付けている根拠が不明である。また、仮に「事実上完成」していた RWPへのパブコメを行っていたとすれば、逆にパブコメの形骸化を認めていることになり、プロセスに問題があったと言わざるをえない。 したがって、今後同様の問題が起きぬよう、合意取付 / 補償・移転措置実施の適切な手順に係るガイドライン改訂の必要性の是非、および、その他の対処方法が議論されるべきであるとする。	被影響住民を含むステークホルダーの意味ある参加確保の観点から、2.4現地ステークホルダーとの協議の項において論点「世銀ESS10ステークホルダー参加計画の参照の要否」、社会的合意の項において論点「事業により影響を受けるステークホルダー分析の実施」を含めました。また、住民移転計画に含まれるべき内容の観点から、「世銀ESS5 Annex1の住民移転計画の構成要素の参照」を含めました。
同 非自発的住民移転（パラ 2） 相手国等により、十分な補償及び支援が適切な時期に与えられなければならない。	上 （区域 A）移転が開始されたとき、移転地はまだ十分に整備されていなかった。急な整備を進めた結果、基本インフラの不備につながった。一時通学ができなくなった子どももいた。生計回復支援が適切な時期に行なわれなかったため、借金を余儀なくされる世帯、移転地を後にする世帯もいた。	・ 移転・補償・生計支援の準備 / 実施スケジュールに応じた開発スケジュールの調整・変更 ・ 適切な時期の補償・支援の実施	・ 政府が提供した家屋は、仏間や台所等、基本的なものが欠如していたことについては、申立人らが審査役にも伝えていた。 ・ 排水設備は、排水路の側壁に作った口より住宅区画のほうが低い箇所が見られ、構造的な欠陥がみられる。この状況を改善するため、自費（数十万チャット）で住宅区を埋め	今回のレビュー調査では、審査役の報告書で認めている「現地調査は、限られた時間であった」との点を一切考慮していない。 また、「整備後の不備の改善・補修」に言及しているが、NGO の問題意識は、住民が移転地に入る時点で、そうした不備がないよう整備すべきだったということである。	ご指摘いただきました課題・教訓については、現行ガイドラインにて「移転時に十分な補償及び生計支援策が適切な時期に与えられなければならない」と規定されており、運用面で確認、対応するものと考えております。

	(区域 A)SEZ 用の水源となっている近隣の貯水池からの灌漑用水の供給が停止(乾季)されたが、それに伴う生計手段の喪失に対する補償は区域 A の開発時には一切考慮されず。		立てた世帯もあった。 ・ 移行期間の支援金支給は、住民の異議申立後、2015年に開始したもの。(2013年11月～2014年はなし。) また、これまでに区域 A 移転地の計 30 世帯が家屋売却。約 13 世帯(うち約 6 世帯はこの 1 年) は借金返済ができなかったためである。 ・ タンリン郡の農民約 80 名は、2012年12月に灌漑が止められて以来、乾季の収入機会を喪失しているが、依然補償を受領していない。	さらに、「補償金を使い果たし」「多額の借金をする世帯」との言及があるが、ここでの NGO の問題意識は、そうした事態が起きぬよう、移転前から十分かつ適切な対策をとるべきだったということである。 教育機会に関する問題は、現在解決しているものの、異議申立てがなされた時点(2013年11月から 2014年6月)までに起きた問題が起きぬよう、対策が講じられるべきであった。 したがって、今後同様の問題が起きぬよう、ガイドライン改訂の必要性の是非、および、その他の対処方法が議論されるべきであると考える。	
同上 非自発的住民移転(パラ 2) 補償は、可能な限り再取得価格に基づき、事前に行われなければならない。	(区域 A) 土地に対する補償は一切なかった。 (区域 B) 土地に対する補償について、市場価格 / 取引等の調査結果、および、補償水準(具体的な単価) が文書で公開されておらず、補償金の水準が再取得価格として妥当であるか評価できない。 (区域 A、区域 B 共通) その他の補償(家屋、作物、家畜等) について、市場価格の調査結果、および、補償水準(具体的な単価) が文書で公開されておらず、補償金の水準が再取得価格として妥当であるか評価できない。 一部補償水準は口頭による説明有り	・ 再取得価格の妥当性を評価するための算出根拠(市場価格調査等の結果) の公開 ・ 補償水準(具体的な単価数値) の明示・公開による不透明な補償交渉・汚職・不正の未然防止	・ 野菜・家畜の補償価格は、申立後に開催された三者協議でも住民側が問題を指摘。野菜の補償価格は算出根拠を知らない住民もいた(2014年7月8日、8月25日)。 ・ 区域Bでは、各家畜、花、竹等の再取得価格が一方向的に提示され、交渉の余地がなかった例、野菜一括の金額のみ提示され、各々の野菜の再取得価格の算出方法・根拠が不明だった例、詳細な算出根拠を示さず、「国際水準にしたがった金額」と説明するのみだった例などが報告されている。	今回のレビュー調査では、「住民に補償金の算定根拠が説明されている」としている。 しかし、実際に、2014年7月、8月の協議等で、補償価格の問題点が住民から挙げられるなど、後日に問題が指摘されていることから、住民に「説明されている」と結論付けている根拠が不明である。 また、「一般に公開するものではない」としているが、NGO の問題意識は、住民によって補償単価が異なるといった不公平・不正が起きる可能性がある点にある。 したがって、ガイドライン改訂の必要性の是非、および、その他の対処方法が議論されるべきであると考える。	ご指摘いただきました課題・教訓については、現行ガイドラインにて「非自発的住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングには、影響を受ける人々やコミュニティの適切な参加が促進されていなければならない。」と規定されており、運用面で確認、対応するものと考えております。
同上 非自発的住民移転(パラ 2) 土地や金銭による(土地や資産の損失	(区域 A) 軍事政権時代の土地収用を理由に、土地に対する補償は一切考慮されなかった。	・ 現在の生計手段から代替の生計手段への移行を伴う場合、その移行期間を含めた生活水準に対する十分な配慮	・ 土地権の問題については、1997年の住民による合意・署名が軍事政権下という通常とは異なる状況下で強制されたものであったことに対する理解・配慮が欠如。また、ミ政府の説	今回のレビュー調査では、土地権に関する認識と補償に関して書かれている。 しかし、ここでの NGO の一番の問題	ご指摘いただきました課題・教訓については、現行ガイドライン別紙 1 にて「相手国等は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できるように努

に対する）損失補償			明に対する住民の認識や異なる法解釈をしている法律家等の意見も踏まえて検証すべき。	意識は、土地を喪失することを十分考慮しながら、移行期間も含めた生計回復支援の必要があるという点である。したがって、今後、移転で、家庭菜園を含む土地を失い、生活が苦しくなるといった問題が起きぬよう、ガイドライン改訂の必要性の是非、および、その他の対処方法が議論されるべきであると考え。	めなければならない」と規定されており、移行期間も含めて運用面で確認、対応するものと考えております。
同 非自発的住民移転（パラ 2） 以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できるように努めなければならない。持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティ再建のための支援等が含まれる。	上 （区域 A）同地域で長年、農業をしてきた農民は、当初、農業を続ける選択肢を与えられず、不慣れな賃金ベースの生計手段への移行を強いられた。職業訓練が必ずしも雇用機会獲得につながらなかった。家庭菜園や自然採取の機会減少による生活様式の転換について、当初、一切配慮がなされていなかった。	・現在の生計手段から代替の生計手段への移行を伴う場合、その移行期間を含めた生活水準に対する十分な配慮 ・共有地や自然資源（放牧・自然採取等）の利用機会の減少、もしくは、喪失に対する軽減措置	・これまでに区域 A 移転地の計 30 世帯が家屋売却。約 13 世帯（うち約 6 世帯はこの 1 年）は借金返済ができなかったためである。この原因の一つには、共有地等の利用機会の減少／喪失が考えられる。したがって、審査役も「家庭菜園」を提言として言及している。	今回のレビュー調査では、家庭菜園や自然採取の機会減少等が移転世帯にもたらした影響に関して、何ら言及がない。 しかし、NGO の問題意識は、住民の移転前の生活におけるその重要性にあり、その点を考慮した対策を移転前から考えるべきであったということである。 したがって、今後、同様の問題が起きぬよう、ガイドライン改訂の必要性の是非、および、その他の対処方法が議論されるべきであると考え。 なお、職業訓練と雇用機会獲得の件について、NGO 側からは「必ずしも」つながらなかったとしており、「雇用機会獲得がなかった」とは一切言っていない。JICA は「事実ではありませんが」としているが、文章の解釈を改めていただきたい。	ご指摘いただきました課題・教訓については、現行ガイドライン別紙 1 にて「相手国等は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できるように努めなければならない」と規定されており、被影響住民の生計手段とそれを取り巻く状況への配慮については、運用面で確認、対応するものと考えております。
同 非自発的住民移転（パラ3および 4） 対策の立案、実施、モニタリングには、影響を受ける人々やコミュニティの適切な参加が促進されていなければならない。 住民移転計画の作成に当たり、事前に	上 （区域 A）住民協議は政府当局の一方的な説明に終わることが多く、住民が意見・懸念を述べた場合に政府当局が何かを約束したとしても、実行に移されることはなかった（例えば、移転地の場所の選択肢の付与等）。 （区域 A）住民協議はショートノートで開催され、事前に公開される情	・JICA による事実関係の把握方法と応（事業者・政府関係者のみでなく、当該住民との直接協議／聞き取り等） ・移転計画の策定プロセスと合意取付／補償・移転措置実施の適切な手順（移転計画ドラフト／最終版の公開時期・期間の不備による意思決定への適切な参加の欠如） ・移転計画ドラフト・最終版の公開・	・「強いたか否か」は、移転を断った場合にどうなるか不安・脅威に感じたことがあった住民も多数いるように、依然として発言を控える住民も多いこと、また、住民と当局の交渉力が異なることを念頭におくべき。 ・RWPのアウトラインは協議会当日（2013年9月21日）に配布され、協議会当日は十分に議論する時間はなか	今回のレビュー調査では、ショートノートスであっても多くの参加があったとしている。 しかし、NGOの問題意識は、「事前に十分な情報が公開」されていたかという点であり、開催情報のみに留まらない。	被影響住民を含むステークホルダーの意味ある参加確保の観点から、2.4現地ステークホルダーとの協議の項において論点「世銀ESS10ステークホルダー参加計画の参照の要否」、社会的合意の項において論点「事業により影響を受けるステークホルダー分析の実施」を含めました。また、住民移転計画に含まれるべき内容の観点から、「世銀

十分な情報が公開された上で、これに基づく影響を受ける人々やコミュニティとの協議が行われていなければならぬ。	報は議事事項のみと限定的だった。多くの住民は住民移転計画ドラフト版が公開されていたのを知らず、コメント期間に意見表明することができなかった他、住民移転計画の最終版が完成する前に移転を強いられた（移転前に十分な情報を提供されなかった）。 （区域 A、区域 B 共通）補償算定調査（社会経済調査の補足調査）の結果について、当該住民が認識・確認できていないケースがあり（写しが手交されておらず、近隣の事務所で閲覧可能であることを知らない）、十分な補償交渉ができない。また、移転・補償に関して署名した合意文書がすぐに手交されないため、協議・苦情申立てを速やかにできず、必要な対応の遅れの原因にもつながる。	周知方法（これらの不備による意思決定への適切な参加の欠如） ・資産調査結果について、その写しを個々の当該世帯に手交・移転・補償対象者が署名した合意文書について、その写しの当該世帯への早急な手交	った。また、数日の意見受付期間（9月30日まで）が設けられたものの、その後はグループ間・個別協議のなかで、つまり、一部住民との間で決定されたことも多く、透明なプロセスの下、PAPsの意見が十分に反映されていたとは言えない。さらに、意見受付期間中に、合意書への署名とりつけが開始され（一部住民は当局関係者から脅しの発言も受け）たため、住民が余裕をもって、適切かつ十分に議論する環境が損なわれた。 ・RWP案のパブコメ（2013年11月4～22日）やRWP完成は、多くの移転住民にとって、合意文書への署名開始後、また、補償受け取り開始（10月25日）後であった。また、ほとんどの移転住民は移転前にRWP を読んでいない。 ・国際NGO（PHR）の報告書によれば、当局が実施した社会経済調査（DMS）の結果が閲覧可能であることを移転住民の多くが知らなかった。 ・移転合意文書は、2014年8月に当局が合意文書を移転住民に手交し始めた後に、複数の内容があることが判明。また、合意文書を手交された同年8月に（内容をよく理解せぬまま）移転合意文書への署名をした世帯もあった。JICAは書類の雛形しか確認しておらず、移転合意文書への署名もせぬまま、移転させられた世帯があった可能性もある。 ・補償の内訳書についても、署名後にすぐコピーが手交されず、補償支払時に手交されたため、その間、補償価格等に係る問題を検証できない状況にあった例がある。	また、RWPの公開方法が記載されているが、それをもって「十分な情報周知」であったかは不明である。 DMSは公開されていることを知らない住民が多いことから、その情報を十分に理解して補償交渉をしていた住民がどれ程いたのかは疑問である。 したがって、今後、同様の問題が起きぬよう、ガイドライン改訂の必要性の是非、および、その他の対処方法が議論されるべきであると考えます。	ESS5 Annex1の住民移転計画の構成要素の参照」を含めました。
--	--	---	---	---	---

< NGO が要請書で指摘した「運用・遵守状況」に係る「課題・教訓」への、JICA の「回答」に対するコメントおよび論点として議論されるべきと考える理由 >

該当するガイドラインの内容	ガイドラインの運用・遵守状況	課題・教訓	NGO 要請書への JICA 回答に対するコメント	課題・教訓が論点として議論されるべき理由	JICA回答
2.2 カテゴリ分類 2. カテゴリ A：環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つようなプロジェクトはカテゴリ A に分類される。また影響が複雑であったり、先例がなく影響の予測が困難であるような場合、影響範囲が大きかったり影響が不可逆的である場合もカテゴリ A に分類される。影響は、物理的工事が行われるサイトや施設の領域を超えた範囲に及びうる。	不可分一体の事業であるティラワ SEZ 開発に伴う大規模な住民移転は、カテゴリ分類には反映されなかった（JICA は、ティラワ SEZ 開発が不可分一体の事業ではないという認識ともに、仮に不可分一体の事業であったとしても、カテゴリ分類には反映しないという見解を示した。）	・別紙 1「検討する影響の範囲」にある「合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的影響、累積的影響及び不可分一体の施設の影響」のカテゴリ分類への反映	・仮に定義を用いた場合であっても、本件がティラワ SEZ 開発事業と「不可分一体ではない」ということを短絡的には結論付けられない。まず、周辺インフラが未整備な状況で、ティラワ SEZ 開発事業の想定している開発・投資効果を得ることは明らかに不可能であるため、日本政府も「電力・港湾等の関連インフラは円借款を活用して整備」する方針を示してきた。また、JICA が説明するとおり、SEZだけでなく周辺地域にも裨益する公共性の高いインフラ整備の支援を行うにせよ、同インフラ事業で見込まれる事業効果をSEZが存在しなかった場合を想定して算定し、200 億円の円借款の妥当性(実行可能性)を結論付けているか否かは疑問が残る。	ここでの NGO の問題意識の一つは、「不可分一体の事業が何か」という点の他、JICA が「不可分一体の事業に係る環境社会影響の程度をカテゴリ分類に反映しない」という見解を示したことにある。 別紙 1「検討する影響の範囲」にある「不可分一体の施設の影響」がカテゴリ A に分類される一方、対象事業がカテゴリ B の場合、前者のカテゴリが対象事業のカテゴリ分類に反映されるか否かは、EIA等の実施や環境社会配慮文書の公開等が要件とされるか否かに関わる重要な論点であると考ええる。	ご指摘の点は、論点に「ESS1「不可分一体事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」に係る定義の参照の要否」として含めています。また、カテゴリ分類への反映については他ドナーの対応を調査し、最終報告書（案）に記載します。
別紙1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮 検討する影響の範囲 2. 調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響、不可分一体の事業の影響も含む。	JICA は、「JICA 事業の一部として実施しない関連事業のうち、仮に JICA 事業がなければ、その関連事業は建設される、あるいは、拡張されることはなく、かつ、その関連事業がない場合には、JICA事業は実行可能性がないと考えらえる事業」という定義を示し、ティラワ SEZ 開発を不可分一体の事業であると認めなかった。	・不可分一体の事業であるか否か、ケースバイケースでの公正な判断	・同上	現行 JICA ガイドラインの策定過程における「不可分一体の事業」に関する議論のなかで、「不可分一体の事業」の定義設定をすることの難しさ、および、個別案件ごとにケース・バイ・ケースで判断せざるを得ないことが共有されており、その認識が、『環境社会配慮ガイドラインに関する良くある問答集』でも記載されている。 今回のガイドライン改訂議論にあたり、上記の議論を踏まえたガイドライン運用がなされていないことを再度議論すべきであると考ええる。	ご指摘の点は、論点に「ESS1「不可分一体事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」に係る定義の参照の要否」として含めています。